○都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則

平成24年12月27日

規則第26号

改正 平成27年3月31日規則65

平成28年3月31日規則54

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則をここに公布する。

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則 (趣旨)

第1条 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等については、法、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成24年政令第286号。以下「政令」という。)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、政令及び省令の例による。

(市長が必要と認める図書)

- 第3条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。
  - (1) 登録建築物調査機関(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。以下この号において同じ。)による審査を受けた場合にあっては、当該登録建築物調査機関が交付する技術的審査適合証の写し
  - (2) 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)による審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する技術的審査適合証の写し
  - (3) 登録住宅性能評価機関が行う住宅性能評価(住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。)を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1に掲げる断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合しているものに限る。)の写し
  - (4) 法第54条第2項の規定により建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築基準 関係規定に適合するかどうかの審査を申し出た場合であって、同法第6条の3第1項に規定する構造計算 適合性判定を要するときは、同条第7項に規定する適合判定通知書の写し
  - (5) その他市長が必要と認める図書

(設計内容説明書)

第4条 省令第41条第1項の表の(い)項に掲げる設計内容説明書は、低炭素建築物新築等計画に係る次の各 号に掲げる建築物又は建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)の住宅部分(人の居住の用に供する建築物の部分をいう。以下同じ。) 第1号様式
- (2) 共用部分(共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下同じ。) 第2号様式
- (3) 非住宅部分(建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分をいう。) 第3号様式 (市長が不要と認める図書)
- 第5条 省令第41条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、第3条第1号又は第2号に規定する技術的 審査適合証の写しを提出した場合にあっては、省令第41条第1項の表の(い)項に掲げる各種計算書とする。 (認定申請書の提出部数等)
- 第6条 省令第41条第1項に規定する申請書の部数は、正本1部及び副本2部とする。ただし、第3条第1号 又は第2号に規定する技術的審査適合証の写しを提出した場合にあっては、正本1部及び副本1部とする。
- 2 法第54条第2項後段の規定により提出する建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の部数は、 正本1部及び副本1部とする。

(軽微な変更)

- 第7条 認定建築主は、省令第44条各号に掲げる軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(第4号様式)に省令第43条第2項に規定する通知書(法第55条第2項において準用する法第54条第1項の規定による変更の認定を受けた場合にあっては、当該通知書及び省令第46条において準用する省令第43条第2項に規定する通知書)及び省令第41条第1項に規定する添付図書(第3条に規定する図書を除く。)のうち軽微な変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の軽微な変更届の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。
- 第8条 法第53条第1項の規定による認定を申請した者又は法第55条第1項の規定による変更の認定を申請 した者(次条において「申請者」という。)は、これらの申請を取り下げようとするときは、低炭素建築物 新築等計画認定等申請取下届(第5号様式)により市長に届け出なければならない。
- 2 前項の取下届の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(認定をしない旨の通知)

第9条 市長は、法第54条第1項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の認定をしないときは、 認定しない旨の通知書(第6号様式)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(工事完了報告)

(申請の取下げ)

- 第10条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の工事(以下この条において「工事」という。)が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等工事が完了した旨の報告書(第7号様式)に次の各号に掲げるいずれかの図書を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。
  - (1) 工事監理報告書(建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の15に規定する工事監理報告

書をいう。) の写し

- (2) 建設住宅性能評価書(住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。)の写し
- (3) その他工事の完了を確認することができる図書で市長が適当と認めるもの
- 2 前項の報告書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(改善命令)

第11条 市長は、法第57条の規定により認定建築主に改善に必要な措置をとるべきことを命じるときは、改善命令書(第8号様式)により行うものとする。

(建築の取りやめ)

- 第12条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等を取りやめようとするときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出書(第9号様式)に省令第43条第2項に規定する通知書(法第55条第2項において準用する法第54条第1項の規定による変更の認定を受けた場合にあっては、当該通知書及び省令第46条において準用する省令第43条第2項に規定する通知書)を添えて、市長に申し出なければならない。
- 2 前項の申出書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(認定の取消し)

第13条 市長は、法第58条の規定により低炭素建築物新築等計画の認定を取り消したときは、認定取消通知書 (第10号様式)により取り消した旨及びその理由を通知するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成27年3月31日規則65)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。